平成２３年（フ）第１０号
兵庫県小野市三和町1072番地の１
債務者　小林　一枝
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４２号
香川県さぬき市鴨部4655番地
債務者　尾崎　正勝
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６１０号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30
ファミーユ南長崎弐番館201号
債務者　篠﨑眞由美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
長崎県長崎市上小島２丁目13番22号　エンブレム21，105号
債務者　小宮ひとみ
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
長崎県長崎市牧島町869番地19
債務者　吉田　大吾
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
長崎県長崎市小江原２丁目15番９―402号
債務者　小宮ひめか
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
長崎県長崎市柳谷町23番44―201号
債務者　福田　圭志
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
長崎県長崎市琴海戸根町469番地12
債務者　山川　友子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３―1205号
債務者　堀田真喜子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３４号
埼玉県春日部市米島929番地８
債務者　藤井　優子
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
福井県敦賀市鉄輪町２丁目５番７号
債務者　村田　洋子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第５号
静岡県掛川市下俣1086番地の４　メゾン中央203号
債務者　石山　幸恵
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１４９１号
神戸市垂水区下畑町46番地の１　森本マンション101号、従前の住所京都府船井郡京丹波町実勢大平45番地222
債務者　竹岡　智恵
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
神戸市北区君影町１丁目１番６―301号、従前の住所神戸市北区君影町１丁目１番９―105号
債務者　髙橋　珠美
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
神戸市東灘区住吉宮町５丁目５番20―208号
債務者　三浦　礼子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１号
神戸市垂水区五色山３丁目１番14―105号
債務者　得能　邦子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７号
神戸市兵庫区石井町８丁目３番２号
債務者　牧野　浩美（旧姓猪又）
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７６号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目11番５号
債務者　久保康次郎
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部